

改正

平成31年3月26日市長決裁（市民環境部長専決）

令和元年8月1日市民環境部長決裁（廃棄物対策課長専決）

千歳市ごみステーション設置等に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、千歳市廃棄物の処理等に関する条例（以下「条例」という。）第15条に規定するごみステーション及び条例第16条に規定する保管場所（以下「ごみステーション等」という。）の設置、移設、及び廃止（以下「設置等」という。）並びに維持管理について、必要な事項を定める。

（ごみステーションの設置基準等）

第2条 ごみステーションの利用世帯数は、地形その他の土地利用状況等によりやむを得ないときを除き、1箇所当たり概ね20世帯とする。

2 ごみステーション等の設置場所は、次の条件を満たす場所でなければならない。

- （1） 道路に面し、ごみの収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所であること。
- （2） ごみステーション等の利用者（以下「利用者」という。）及び近隣者の合意があり、土地所有者又は管理者の了解があること。

（ごみステーション等の設置等の届出）

第3条 町内会、町内会に準じる団体及び共同住宅の所有者又は管理者（以下「町内会等」という。）は、ごみステーション等の設置等を行うときは、市長に届け出なければならない。（第1号様式）

（現地調査）

第4条 市長は、前条の届出があったときは、必要に応じて町内会等の責任者に立ち会いを求め、現地を調査することとする。

（利用開始日）

第5条 市長は、第3条の届出がこの要領に適合すると認めた場合は、届出のあった日から2週間以内に町内会等に対して、利用開始日を通知するものとする。

（利用者への連絡）

第6条 町内会等は、市長から利用開始の通知を受けたときは、利用者にもその旨連絡するものとする。

(市の責務)

第7条 市長は、ごみステーション等を設置した町内会等に対し、表示看板及び飛散防止ネットの貸与に努めなければならない。

2 市長は、ごみステーション等への不適正な排出に対し、適正な排出方法の周知及び指導を行わなければならない。

(町内会等の責務)

第8条 ごみステーション等を設置した町内会等は、ごみステーション等の維持管理を行わなければならない。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、町内会等がごみステーション等を設置しようとするときは、これに協力しなければならない。

2 利用者は、ごみステーション等の維持管理に協力しなければならない。

3 利用者は、市長が定めるごみの排出方法を遵守し、ごみステーション等の清潔保持に努めなければならない。

(基準の確保)

第10条 市長と町内会等は、ごみステーション等に関し、協力してこの要領に適合するよう努めるとともに、適合しなくなった場合は、速やかに措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日市長決裁 (市民環境部長専決))

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月1日市民環境部長決裁 (廃棄物対策課長専決))

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

